

# 電気通信大学男女共同参画・ダイバーシティ戦略推進室規程

制定 平成29年1月25日規程第62号  
最終改正 令和6年2月16日規程第57号

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第15条第3項の規定に基づき、電気通信大学男女共同参画・ダイバーシティ戦略推進室（以下「推進室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (業務)

第2条 推進室は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）その他の関係法令の理念に基づき、性別、国籍、年齢及び障がいの有無などにかかわらず、多様な個性が力を発揮し共存する男女共同参画・ダイバーシティの推進に関する次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画・ダイバーシティ推進の方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (2) 男女共同参画・ダイバーシティ推進のための調査及び研究環境の改善に関すること。
- (3) 出産、育児、介護及び学内業務に関する相談並びに関係行政情報等の収集・提供に関すること。
- (4) その他ダイバーシティ推進のために必要な業務に関すること。

## (組織)

第3条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員

2 学長が必要と認めるときは、推進室に副室長を置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、学長が必要と認めるときは、推進室の運営に必要な職員を置くことができる。

## (室長)

第4条 室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

## (副室長)

第5条 第3条第2項に基づき副室長を置くときは、本学職員のうちから、室長の推薦を受け学長が指名する。

2 副室長は、室長を補佐する。

## (室員)

第6条 室員は、本学の職員のうちから学長が指名する。

## (任期)

第7条 室長、副室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、副室長の任期の末日は、室長の任期の末日以前でなけれ

ばならない。

(運営委員会)

第8条 推進室の業務に関する重要事項を審議するため、推進室に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員
- (3) 学長が指名する理事 2人
- (4) 学生支援センター長
- (5) 保健管理センター長
- (6) その他室長が必要と認めた者

3 運営委員会に委員長を置き、室長をもって充てる。

4 委員長は、運営委員会を主宰する。

5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者（副室長が置かれているときは副室長）がその職務を代行する。

6 運営委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

7 運営委員会の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 推進室に関する事務は、総務部人事労務課が総括し、事項に応じて関係課が処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年2月1日から施行する。

2 この規程の施行の日以降最初に任命される室長、副室長及び室員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月30日規程第43号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月14日規程第34号)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月16日規程第57号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。